

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県狭山市大字堀兼66番地の1

氏 名 株式会社早稲田商事
代表取締役 西澤隼

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年 月 日 令和 6年 3月 9日

許可の有効期限 令和11年 3月 8日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃プラスチック類、②木くず、③ゴムくず、④金属くず、⑤ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑥がれき類（以上6種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成16年 3月 9日 新規許可

平成21年 3月 9日 更新許可

平成26年 3月 9日 更新許可

平成31年 3月 9日 更新許可

令和 6年 3月 9日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無